

鳥インフルエンザ関係閣僚会議

日 時：平成26年12月16日（火）9:20～

場 所：官邸3階南会議室

議 題：宮崎県における鳥インフルエンザの発生について

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

平成26年12月16日
農 林 水 産 省

宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑い事例
のこれまでの対応状況（12月16日9時現在）

- 1 昨日（15日（月））、宮崎県の延岡市北川町^{のべおかしきたがわちょう}の農場において、肉用種鶏の死亡羽数が増加したため、当該農場から延岡家畜保健衛生所に通報。
- 2 検査材料を病性鑑定施設を有する宮崎家畜保健衛生所に送付し、家畜防疫員が当該死亡肉用種鶏について簡易検査を行ったところ、陽性と判明。
- 3 引き続き、遺伝子検査を実施した結果、本日未明にH5亜型陽性と判明（疑似患畜と判定）。
- 4 なお、既に、当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、移動制限区域の設定等の防疫措置を実施。

【農場概要】

農場所在：宮崎県延岡市北川町^{のべおかしきたがわちょう}

飼養形態：肉用種鶏約4千羽（1鶏舎）

※半径3km圏内の家きん飼養農場（発生疑い農場は除く。）

： 1戸 8,280羽

半径3-10km圏内の家きん飼養農場： 2戸 11,300羽

（うち、大分県の飼養農場1戸4,800羽）

平成26年12月16日
農林水産省対策本部決定

今後の対応方針

「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施する。

- 1 ①当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、②農場から半径3 km以内の区域について移動制限区域の設定、③半径3 kmから10 km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
- 2 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- 3 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
- 4 小泉副大臣を現地に派遣。
- 5 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
- 6 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省及び動物衛生研究所の専門家を現地に派遣。
- 7 宮崎県及び大分県の殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
- 8 疫学調査チームの派遣。
- 9 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を改めて通知。
- 10 関係各省と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。